

労政時報

<https://www.rosei.jp/readers/>

本誌特別調査

2017年 海外赴任者の処遇

(労務行政研究所)

実務解説

転勤をめぐる 雇用管理上の留意点

副業・兼業特集—働き方改革シリーズ

自由度高める副業・兼業事例

(ヤフー／リクルートマーケティングパートナーズ／
さくらインターネット)

副業・兼業を許可する際の実務対応ポイント

企業事例

太陽生命保険の新人事制度

労働判例

割増賃金を年俸に含める旨の合意があったとしても、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別できない以上、時間外労働等に対する割増賃金が支払われたとはいえない
(医療法人社団A事件 最高裁二小 平29.7.7判決)

相談室Q&A

- ノルマ未達成の場合や遅刻が多い社員に対し、減給とせず後から罰金を徴収することは問題か
- 賞与評価において、労働時間の過少申告により「業務効率性」の項目が高評価となった場合、支給済み賞与の一部を返還させられるか
- 転勤者が許可なく赴任地までマイカーで移動し事故を起こした場合、会社は責任を問われるか
- 社員が行方不明になった場合、家族による退職届を受理しても問題ないか
- 就業規則に「制服等貸与品紛失時は新規購入に必要な実費を請求する」と定めることは、労働基準法の「賠償予定の禁止」に反し問題か
- 機密情報保護のため、在宅勤務を利用する社員に同居家族の構成を聞くことは問題ないか
- 過重労働を理由に退職する者に、退職理由や社内事情を公言しないよう求めることは問題か
- 大雪の被害で著しく遠回りとなる通勤を余儀なくされた場合の事故は通勤災害となるか

INDEX

目次は次ページをご覧ください

TOPICS

8 ニュース 労政ニュース

過重労働相談ダイヤルの結果公表／健保提出の被保険者氏名変更届の省略／社労士が電子申請を代行する場合の手続簡素化／性的指向・性自認に関するガイドライン／2017年度新卒採用アンケート結果

【お知らせ】「ここに注目 労働法令のポイント」：本号はお休みさせていただきます。

10 労働関係法令一覧（平成29年10月分）

12 労働判例 労働判例SELECT

割増賃金を年俸に含める旨の合意があったとしても、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別できない以上、時間外労働等に対する割増賃金が支払われたとはいえない（医療法人社団A事件 最高裁二小 平29. 7. 7判決）

特集1 本誌特別調査

14 2017年海外赴任者の処遇（労務行政研究所）

主要都市別・年齢ポイント別のモデル給与水準、35歳モデル年収総額

1. 海外給与の設定状況……16
 2. 主要31都市の年齢別・単身赴任モデル海外基本給……19
 3. ニューヨーク、シンガポール、バンコク、上海、サンパウロに見る35歳家族帯同モデル年収……28
 4. 付帯調査：帰国・帰任に関する取り扱い／テロ等緊急事態発生時の一時帰国基準等……35
- 【会社別一覧】 1. 主要31都市における2017年・単身赴任モデル海外基本給……39
2. 主要5都市における35歳家族帯同モデル海外給与・年収……45
- 【関連資料】 国連職員の生計費支出に関する小売価格指数(2017年8月・国連統計局)……53

特集2 実務解説

55 転勤をめぐる雇用管理上の留意点

具体的な手順・対応を検討するためのチェックポイント

高仲幸雄 弁護士／中山達夫 弁護士／池邊祐子 弁護士 中山・男澤法律事務所

特集3 働き方改革シリーズ 第6弾

72 働き方の自由度を高める副業・兼業制度

個人の成長と本業への有形無形のリターンを狙った3社の事例

76 ヤフー

創業時から副業を認め、働き方に関する一つの選択肢として、すでに定着

81 リクルートマーケティングパートナーズ

2012年の創業時から一定の条件の下で副業・兼業を容認。

従業員個人の成長を図るため2015年の働き方改革により強力に推進

87 さくらインターネット

個人が成長し新たな知見や視点を社内に還元すること、起業のハードルを下げることを目的にパラレルキャリアを導入

実務解説

94 副業・兼業を許可する際の実務対応ポイント

禁止・制限から許可に向けたルールづくりの基礎と実務への活用

荒井太一 弁護士 森・濱田松本法律事務所

特集 4 人事制度事例シリーズ

104 太陽生命保険

処遇・評価等に変更せず、65歳定年制を実現。
現役世代と同じ人事制度を適用することでモチベーションを高める

DATA BOX

117 全国都市別・世帯人員別標準生計費 (2017年4月・人事院・各都道府県人事委員会)

連載

119 社会保険・労働保険・給与計算 事務手続きで起こりがちなミス防止策(9・完)
知っておきたい情報収集の仕方と給与計算チェックリスト

宮武貴美 特定社会保険労務士 社会保険労務士法人名南経営

130 相談室Q&A

- ノルマ未達成の場合や遅刻が多い社員に対し、減給とせず後から罰金を徴収することは問題か……130
- 賞与評価において、労働時間の過少申告により「業務効率性」の項目が高評価となった場合、支給済み賞与の一部を返還させられるか……132
- 転勤者が許可なく赴任地までマイカーで移動し事故を起こした場合、会社は責任を問われるか……134
- 社員が行方不明になった場合、家族による退職届を受理しても問題ないか……136
- 就業規則に「制服等貸与品紛失時は新規購入に必要な実費を請求する」と定めることは、労働基準法の「賠償予定の禁止」に反し問題か……138
- 機密情報保護のため、在宅勤務を利用する社員に同居家族の構成を聞くことは問題ないか……140
- 過重労働を理由に退職する者に、退職理由や社内事情を公言しないよう求めることは問題か……142
- 大雪の被害で著しく遠回りとなる通勤を余儀なくされた場合の事故は通勤災害となるか……144